

このことは、五月臨時会初日の七日の「議会運営委員会」で「今回、多数派となった会派は開かれた議会づくりを提唱していたわけですから、多数派が、思うように役員を決定して、正副議長も独占するということが矛盾していないか」との意見が出されたことから始まりました。

二年交代と言つ「覚え書き」すらない

会派代表者会議では、長い間「慣習」として、津山市議会は議会の役員は二年交代」ということが行われてきましたが、今回、改めて「調査」してみますと、「役員改選時の申し合わせ」は存在しない、ということが判明し、一定の申し合わせを作る必要がある、という意見で一致して「選考委員会」において「ルールを作る」ということが決められました。

選考委員会での論議

選考委員会では、自由な立場で各委員から意見を出して話し合いを進めました。そして、「二年交代」という原則をまず決めて、次に、市議会議員選挙後は「議会事務局」が招集し、任期

の途中の二年目は「議長室」が招集すること、などの基本の流れを決めました。

内容としては「多数派による正副議長などの役員独占はしない・議長や委員長などは一定の経験が必要」などの意見が出されました。

大きく意見が「分かれた」のは、「ルールを作るが、今議会の構成は、それに準ずることとして、こだわらない」とする意見と「ルールを作るのであれば、今議会の正副議長のやり直しが必要」とする意見でした。結果としては、「今回は準ずる」ということになり、先に紹介しましたように、主な役員構成の決定をみたものです。

「役員構成についてのルール案」は、七月十五日の議会閉会日に全議員の話し合いの「素材」として提出され、各会派で十分協議、検討後、九月議会の冒頭に「最終決定」をする予定です。

詳細については、九月議会報告(十一月十日発刊予定)の議会だよりに掲載し、議会事務局保管文書として、二度と「揉めないようにする」ことを目指すことになりました。

総務文教委員会

市の総合企画部、総務部、財政部、地域振興部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項等に対応する委員会です。

佐々木裕子 ○岡安謙典 黒見節子 高橋 誠
竹内邦彦 津本辰己 西野修平 森下寛明



竹内(邦) 森下 津本 黒見
高橋 佐々木 岡安 西野

今期定例会では、付託のあった議案二件、報告一件、継続審査中の請願一件を審査した。

議案第八号平成二十一年度一般会計第一次補正予算では、地上デジタル放送対応テレビの購入に伴う入札方法や教育現場におけるテレビ設置の必要性について質疑応答があり、全員一致で原案のとおり可決とした。

議案第一号津山市税賦課徴収条例及び津山市都市計画税条例の一部を改正する条例では、住宅ローン特別控除に伴う減収補填特別交付金について質疑応答があり、全員一致で原案のとおり可決とした。報告第三号市長が専決処分した「津山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」については審査の結果、全員一致で原案のとおり承認とした。

継続審査中の平成二十年度請願第十三号家族従業員の仕事分を認めない「所得税法五十六条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書では、全員一致で継続審査と決した。

後援会が、花環、香典、祝儀などを出すと処罰されます。